

第5次八女市男女共同参画行動計画
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
男女共同参画の意識づくり	教育の場における男女共同参画の推進	(1) 共同参画の推進	1 人権教育の推進	○ 男女平等・人権尊重の視点に立った人権教育の推進を図ります。	継続	人権・同和教育指導主事を学校に派遣し、人権教育の支援を行う。	男女平等・人権尊重の視点に立った学校づくりを支援し、人権教育が推進されるよう努める。	学校における人権教育を推進するため、人権・同和教育指導主事を派遣し、男女平等・人権尊重の視点に立った支援を行った。	男女平等・人権尊重の視点に立った学校づくりを支援し、人権教育の推進を図る。	人権・同和教育課
			2 性に関する指導の充実	○ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進を図ります。	随時	ガイドラインに基づき作成する。	資料などを作成する際は、ガイドラインに基づいて作成及び確認を行う。	チラシ等を作成する際は、ガイドラインに基づき作成することができた。	引き続きガイドラインに基づき、情報発信を行う。 児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実する。	教育指導課
			3 男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性を尊重した進路指導の充実を図ります。	—	該当なし	—	—	該当なし	教育指導課
			4 教育相談の充実	○ 関係機関の連携により、児童・生徒や保護者の相談窓口の充実を図ります。	—	該当なし	—	—	該当なし	教育指導課
		(2) 教育に携わる者への啓発の推進	5 教職員・保育職員等の研修の充実	○ 教育・保育に携わる職員に対し、男女平等・人権尊重に関する研修を実施します。	通年	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努める。	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努め、人権意識を高めていく。	保育従事者として、「人権擁護のためのチェックリスト」の定期実施、自己評価を行い、職員会議において結果を共有する研修を行った。 乳幼児教育部会の人権尊重に関する研修会等への参加、関係機関との連携を図った。	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努めるとともに、参加可能な研修を周知し、人権意識を高めていく。	子育て支援課
					継続	教職員を対象とした校内研修や若年層研修の実施	研修を通じて、教職員が人権尊重の理念を十分に理解した指導者となるよう育成に努める。	校内研修や若年教職員研修を開催し、教職員への人権尊重理念の理解に努めた。	教職員が人権尊重の理念を十分に理解した指導者となるよう育成に努める。	人権・同和教育課
			6 社会教育関係者への啓発・情報提供	○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女平等・人権尊重に関する研修等への参加を働きかけます。	継続	家庭での教育力向上を目指し、講座や研修会を開催する。	男女共同の視点を入れて啓発を実施する。	家庭教育セミナーを実施し、男女共同の視点を入れて啓発を実施した。	公民館講座等において、男女平等・人権尊重に関する講話を行う。	社会教育課
	男女共同参画に対する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動	7 市広報・ホームページ等での啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する啓発記事や情報を、市の広報紙やホームページに掲載します。	11月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	広報にて啓発記事を掲載(11月)	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
			8 男女共同参画情報誌の発行	○ 男女共同参画情報誌「とうぎやざー」を発行し、市民に配布します。	未定	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「とうぎやざー」を市民との協働により発行する。	男女共同参画広報紙を年2回作成発行	男女共同参画情報誌「とうぎやざー」を市民との協働により発行する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
			9 表現ガイドラインの整備・活用	○ 情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。 ○ 社会情勢の変化等に応じてガイドラインの見直しを行います。	通年	表現ガイドラインの活用	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。 各課にガイドラインの活用を促す。	表現ガイドラインについては、各課にインフォメーションを使い、9月に周知	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。 各課にガイドラインの活用を促す。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					—	刊行物等発行時の表現の確認	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払う。	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払い確認を行った。	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払う。	総務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	人事課
					—	該当なし	—	—	該当なし	該当なし
					随時	刊行物を作成する際に基準となるガイドラインに基づいての発行	様々な差別的表現を避けることを注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	ガイドラインに基づき発行を行った。	刊行物の作成にあたっては、様々な差別的表現を避けることを注視し、ガイドラインを有効活用する。	防災安全課
					—	該当なし	—	—	該当なし	DX推進室
					継続	広報八女の発行(12回)。 ホームページの更新(随時) FMお知らせ放送(随時)	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	刊行物等の発行の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	秘書広報室 (未来創造戦略室)

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施 時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	ガイドラインに基づき発行を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	定住対策課
					継続	広報・ホームページ等	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	作成した刊行物(ガイドブック・チラシ作成など)においては、ガイドラインに基づき発行した。	引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	観光振興課
					随時	刊行物等発行時の表現の確認	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払う。	情報発信の際は、ガイドラインに沿った表現とした。	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払う。	商工・企業誘致課
					—	広報、八女市HPでの進捗状況等の周知	ガイドラインに沿った表現に留意し作成する。	広報、八女市HPに記事を掲載する際に、ガイドラインに沿った表現に留意し作成した。	機構改革により財政課へ事務移管	新庁舎建設課
					継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	広報、八女市HPでの発信については、ガイドラインに沿った表現に留意し作成した。	ガイドラインに沿った表現に留意し作成する。	税務課
					随時	ガイドラインに沿った表現で情報発信を行う。	広報やホームページ等での情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	ガイドラインに沿った表現で情報発信を行った。	今後も引き続き広報やホームページ等での情報発信の際には、ガイドラインに基づき情報発信を行う。	市民課
					随時	広報・ホームページ・SNS等	刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	ガイドラインに沿って情報発信を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	環境課
					通年	表現ガイドラインの活用	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課にガイドラインの活用を促す。	表現ガイドラインに沿って、男女共同参画情報誌作成時には参考としている。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課にガイドラインの活用を促す。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	情報発信や刊行物等作成の際は「行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った適正な表現を行う。	情報発信(ホームページ)作成時には、ガイドラインに基づいて作成した。	情報発信や刊行物等作成の際は「行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った適正な表現を行う。	福祉課
					通年	やめっこ未来館通信等の発行	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	やめっこ未来館通信を毎月発行し、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行った。	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	子育て支援課
					通年	各種健(検)診・予防接種等のパンフレット、チラシ等の作成	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	ガイドラインを理解し、パンフレット、チラシの作成を行いました。	ガイドラインに沿ったパンフレット、チラシの作成を行う。	健康推進課
					通年	「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に添った形で、広報・ホームページの表現を行う。	広報等情報発信の場合は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に合致するか確認しながら行う。	「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に添った形で、広報・ホームページの表現を行った。	引き続き、広報等情報発信の場合は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に合致するか確認しながら行う。	介護長寿課
					通年	情報を発信の際にはガイドラインに沿った表現を行う。	チラシ等を作成する際にはガイドラインに沿った表現とする。	東部健康づくり係からの発信はなし。	チラシ等を作成する際にはガイドラインに沿った表現とする。	東部健康づくり室
					—	該当なし	—	—	該当なし	建設課
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業振興課
					通年	刊行物を作成する際に基準となるガイドラインに基づいての発行。	様々な差別的表現を避ける事を注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	回覧チラシ作成において、ガイドラインに基づいた適切なイラストを探せなかった。	様々な差別的表現を避ける事を注視し、ガイドラインやAIイラスト作成サイトの有効活用と刊行物の作成にあたる。	林業振興課
					—	該当なし	—	—	該当なし	第一整備室

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施 時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					—	該当なし	—	—	該当なし	第二整備室
					継続	刊行物を改定する場合は、ガイドラインに沿った表現とする。	刊行物改定では、特に挿絵等の内容に注意する。 他団体の配布物(チラシ等)についても内容の確認を行う。	刊行物の改訂を行っていない。	改定の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等のガイドライン」に沿った表現を行うよう努める。	上下水道局
					随時	ガイドラインに基づき作成する。	資料などを作成する際は、ガイドラインに基づいて作成・確認を行う。	保護者向けのチラシなど作成する際は、ガイドラインに基づき作成できた。	引き続きガイドラインに基づき、情報発信を行う。	学校教育課
					継続	公民館だより等の発行	ガイドラインに沿って発行する。	公民館だより等を発行する際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行った。	ガイドラインに沿って発行する。	社会教育課
					継続	スポーツだより八女の発刊。	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	情報発信(ホームページ)作成時には、ガイドラインに沿った表現を行い作成した。	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	スポーツ振興課
					継続	刊行物作成時のガイドラインに基づいた発行。	募集チラシ等を発行する際、ガイドラインに沿った表現になっているか確認し、発行する。	【文化振興係】チラシ等を作成する際に、表現ガイドラインに沿った表現を実施できた。	【文化振興係】引き続き、発行物を作成するときにはガイドラインを活用する。	文化振興課
					継続	ガイドラインに基づき作成する。	引き続き、ガイドラインに沿った表現を行い、情報発信に努める。	ガイドラインに沿った表現を確認し、資料や啓発冊子を作成した。	ガイドラインに沿った表現を行い、情報発信に努める。	人権・同和教育課
					—	該当なし	—	—	該当なし	会計課
					継続	議会だよりの発行における表現の確認	議会だよりを作成する際は、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行する。	議会だよりの作成にあたっては、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行した。	議会だよりの記事を執筆される議員へも「表現ガイドライン」への周知をはかり、議会だよりからも男女共同参画に関する啓発を行う。	議会事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	監査事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業委員会事務局
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	男女共同参画講演会のチラシ作成に関しガイドラインに沿った表現を行った。	刊行物を作成する際は、ガイドラインの確認を行う。	黒木支所
					通年	イベント情報の発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現をする。	刊行物等発行の際は、ガイドラインを確認し、ガイドラインに沿った表現を行った。	今後も引き続き刊行物作成の際は、ガイドラインに沿った表現の確認を行っていく。	立花支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	男女共同参画講演会のチラシ作成に関しガイドラインに沿った表現を行った。	刊行物を作成する際は、ガイドラインの確認を行う。	上陽支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	刊行物等発行の際は、ガイドラインを確認し、ガイドラインに沿った表現を行った。	今後も引き続き刊行物作成の際は、ガイドラインに沿った表現の確認を行っていく。	矢部支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	刊行物等発行の際は、ガイドラインに沿った表現を行った。	今後も引き続き刊行物作成の際は、ガイドラインに沿った表現の確認を行う。	星野支所
		男女共同参画に関する学習の機会の提供 (2)	10 男女共同参画に関する講座・講演会の開催	○ 男女共同参画の理解を深め、男女がいいきと活躍できる社会づくりの機運を高める講座・講演会を開催します。 ○ 人権に関する講座等には、男女共同参画に関するテーマも取り入れ計画・実施します。	7月 ～ 12月	男女共同参画講演会の開催 各講座等の開催	市民との協働による男女共同参画講演会を開催する。 男女共同参画をテーマにした内容の講座を実施する。	男女共同参画をテーマにした内容の講演会を実施した。	市民との協働による男女共同参画講演会を開催する。 男女共同参画をテーマにした内容の講座を実施する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施 時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
			11 講座・講演会での託児室の開設	○ 講座・講演会等を開催する際は、子どもをもつ人が参加しやすいよう託児室を開設します。	—	該当なし	—	—	該当なし	総務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	人事課
					—	該当なし	—	—	該当なし	財政課
					随時	会議等における配慮	必要に応じて託児室を開設する。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児所を設けるようにしていたが、必要とするケースが無かった。	必要に応じて託児室を開設する。	防災安全課
					—	該当なし	—	—	該当なし	DX推進室
					継続	講座・講演会開催時の託児所の設置	まちづくり団体と連携し、団体が主催する講座・講演会等において託児所設置について働きかけを行う	具体的には託児所設置の呼びかけには至っていない。	まちづくり団体と連携し、団体が主催する講座・講演会等において託児所設置について働きかけを行う	企画政策課
					継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児を必要とするケースが無かった。	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や団体等へも啓発を行う。	定住対策課
					継続	講座等における託児の実施	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業者や観光団体等へも啓発を行う。	講座等の実施はなかったが、関係事業者や観光団体等へ啓発を行った。	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業者や観光団体等へも啓発を行う。	観光振興課
					—	該当なし	—	—	該当なし	商工・企業誘致課
					—	該当なし	—	—	該当なし	新庁舎建設課
					継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	市が主催する会議、講座等の開催はなかったが、開催する際には子どもをもつ人が参加しやすいよう託児を開設する。	ガイドラインに沿った講座等開設時には配慮する。	税務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	市民課
					随時	講座・講演会等を開催する際は、託児所の検討を行う。	開催する場合は、託児所開設に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課と共催したスマイルフェスタにおいて、託児所の設置を行った。	引き続き、イベント等を開催する場合は、託児所開設に努める。	環境課
					通年	講座・講演会での託児室の開設	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	実施なし	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					通年	講座・講演会開催時における託児室の開設	講座・講演会開催時は託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	講座・講演会開催時は託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすい環境を整えた。	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	講座・講演会等を開催する際は、対象者に照らし合わせながら検討する。	必要に応じて、対応する。	講演会開催時に、対象者に照らし合わせ検討を行った。	必要に応じて、対応する。	福祉課
					通年	講座・講演会等開催時の託児室の開設	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	市内での各種講座時に集団託児を行い、子どもを持つ人が参加しやすいよう努めた。講座数135回。	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	子育て支援課
					通年	・住民健診(レディースデー)で託児室を設置する。 ・健診受診時にファミサポに託児する方の託児料が無料になる「子育て世代応援券」を交付する。	・住民健診(レディースデー)で託児室を設置する。 ・健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」の交付を行う。	・6日間実施した住民健診のレディースデー全てに託児所を設置した。 ・健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」を交付し、支援を行った。	引き続き、地区健診会場(レディースデー)での託児室の開設及び健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」の交付を行う。	健康推進課
					—	該当なし	—	—	該当なし	介護長寿課
					通年	講座等を開催する際には、ご本人、家族を含め参加しやすい環境を作る。	講座等を開催する際には、参加者のニーズに沿い、会場環境等への配慮を行う。	東部健康づくり係からの開催はなし。	講座等を開催する際には、参加者のニーズに沿い、会場環境等への配慮を行う。	東部健康づくり室

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施 時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					—	該当なし	—	—	該当なし	建設課
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業振興課
					通年	会議等における託児の検討	必要に応じて託児を実施する。	会議の開催に際し、託児室を必要とするケースが無かった。	必要に応じて託児を実施する。	林業振興課
					—	該当なし	—	—	該当なし	第一整備室
					—	該当なし	—	—	該当なし	第二整備室
					—	該当なし	—	—	該当なし	上下水道局
					随時	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等に子どもを持つ人も参加しやすいよう努める。	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等について、求められているニーズに応え、参加者が利用しやすいように改善を行い実施する。	「移動教育委員会」で、引き続きニーズを調査していく。「八女市教育の日事業」は託児室を設置したが利用者はいなかった。	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等について、求められているニーズに応え、参加者が利用しやすいように改善を行い実施する。	学校教育課
					継続	公民館講座等における託児の実施	託児を必要とする場合は実施します。	公民館講座において、必要な場合は託児を実施した。	託児を必要とする場合は実施する。	社会教育課
					継続	親子参加型のスポーツ教室・体力教室の開催。	事業を開催する場合は、必要に応じて託児所を設置する。	事業を開催する場合は、必要に応じて託児所を設置した。	継続して託児所を設置し、参加しやすい学習の機会を提供します。	スポーツ振興課
					継続	学びや体験の機会の提供	事業を実施する際には、子育て中でも参加しやすい環境整備に配慮する。	体験イベント等については、年齢層、家族構成に配慮し、参加しやすい環境を整えながら開催した。	年間を通し、誰もが参加しやすい環境整備に配慮しながら、事業を企画し実施します。	文化振興課
					継続	研修会等の開催に関して、託児希望者の事前確認を行う。	引き続き、希望に応じて託児を行う。	託児を必要とする参加者を対象とした研修会を開催していないため。	希望に応じて託児を行う。	人権・同和教育課
					—	該当なし	—	—	該当なし	会計課
					継続	会議等へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境づくり	本会議等の傍聴及び市民と議会の意見交換会へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境について調査研究を行う。	本会議場の傍聴をされるときに、親子で個室傍聴席を利用されるなど、環境整備が整った。	個室傍聴席のPRを行う。また、市民と議会の意見交換会が幅広い年齢層の市民に参加されるように研究を行う。	議会事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	監査事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業委員会事務局
					10月	男女共同参画講演会等の実施	講演開催催事の託児室の開設	講演開催催事の託児室を開設した。	今後は、地域づくり協議会と実施にむけて協議したい。	黒木支所
					未定	講座・講演会での託児室の開設	講座等開催の際には、子どもを持つ人が参加しやすいよう託児室を開設する。	講座および研修は実施できたが、当日まで託児希望がなく託児室の開設の必要がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、「託児室」開設を行う。	立花支所
					未定	男女共同参画講演会等の実施	講演開催催事の託児室の開設	講演会は実施できたが、当日まで託児希望がなく託児室の開設の必要がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、託児室を準備したい。	上陽支所
					継続	男女共同参画講演会等の実施	講演開催催事の託児室の開設	矢部地区で実施の後援会等がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、「託児室」開設を行う。	矢部支所
					10月	男女共同参画講演会等の実施	講演会等開催時には、託児室を開設します。	講演会を実施したが、託児希望がなく「託児室」開設の必要がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、「託児室」開設を行う。	星野支所
			12 男女共同参画に関する図書の充実	○ 「男女共同参画週間」にあわせ、男女共同参画や女性問題などに関する図書を展示・貸出を行う。	継続	専用コーナーを設け、テーマ図書の展示貸出を本館にて実施する。	テーマ図書の展示貸出をSNS等を利用し広く周知する。	展示及び貸出を行い、SNS等により広く周知を行った。	来年度も継続して周知を図っていく。	社会教育課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施 時期	6年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
	男女共同参 画に関する 国際的協調	SDGsに関 (1) する理解の 促進	13 SDGsに関する啓発・情報提 供	○ SDGsに関する理解を深めるため、啓発や情報提供 を行います。	通年	男女共同参画講演会の開催 企業等への啓発	市民との協働による男女共同参画 講演会のテーマにSDGsを取り入れ る。 SDGsの理解を深めるために企業 への啓発を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会 議所等への周知依頼を実施	市民との協働による男女共同参画 講演会のテーマにSDGsを取り入れ る。 SDGsの理解を深めるために企業 への啓発を行う。	人権・同和政策・男 女共同参画推進課
			14 SDGsに関する学習機会の 提供	○ SDGsをテーマとした講座・講演会を開催します。 ○ 他の機関がSDGsをテーマに開催する講座・講演会 について情報提供を行います。	通年	男女共同参画講演会の開催	市民との協働による男女共同参画 講演会のテーマにSDGsを取り入れ る。 企業等に講演会等の情報提供を行 う。	市の他の行事と重なり開催すること ができなかった。	市民との協働による男女共同参画 講演会のテーマにSDGsを取り入れ る。 企業等に講演会等の情報提供を行 う。	人権・同和政策・男 女共同参画推進課